

○坂井市社会教育委員設置条例

平成 18 年 3 月 20 日  
条例第 139 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、坂井市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 委員の定数は、15 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第 4 条 委員は、その事情により任期中でも解嘱することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。